

**ドミニカ共和国
国境地域の持続的開発に向けた
効果的プログラム運営管理能力向上計画調査
事前調査（S/W 協議） 報告書**

平成 1 8 年 9 月
（ 2 0 0 6 年）

独立行政法人 国際協力機構
農村開発部

序文

日本国政府は、ドミニカ共和国政府の要請に基づき、同国の隣国ハイチとの国境地域の持続的開発のための調査を実施することを決定し、独立行政法人国際協力機構がこの調査を実施することとなりました。

当機構は本格調査に先立ち、本件調査を円滑かつ効果的に進めるため、平成 18 年 3 月 5 日から同年 3 月 27 日までの 23 日間に渡り、当機構の永代成日出国際協力専門員を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、本件の背景を確認するとともに、ドミニカ共和国政府の意向を聴取し、かつ現地踏査の結果を踏まえ、その結果を議事録（M/M）に取りまとめ、平成 18 年 3 月 24 日に署名しました。

本報告書は、今回の調査結果を取りまとめるとともに、引き続き実施を予定している本格調査に資するためのものです。

終わりに、調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成 18 年 9 月

独立行政法人 国際協力機構
農村開発部
部長 松田 教男

目次

序文

目次

調査関連写真

調査対象地域図

略語表

事業事前評価表

第1章 調査概要	1
1-1 要請の背景および事前調査の目的	1
1-1-1 要請の背景	1
1-1-2 事前調査の目的	1
1-2 調査団の構成および調査日程	2
1-3 協議概要	5
1-4 協力の方向性および留意事項／団長所感	5
1-4-1 調査名称	6
1-4-2 調査目的	6
1-4-3 調査対象地域	7
1-4-4 調査内容と調査期間	7
1-4-5 実施体制	8
1-4-6 本調査で策定される開発指針と実施体制案の位置付け	9
第2章 国境地域開発にかかる実施体制	11
2-1 国境地域開発政策	11
2-1-1 概要	11
2-2 国境地域開発関連法制度	15
2-3 関連組織の実施体制	16
2-3-1 国家開発協議会（Consejo Nacional de Desarrollo）	16
2-3-2 大統領府技術庁（STP）	16
2-3-3 国境開発総局（DGDF）	19
2-3-4 集落促進計画（PROCOMUNIDAD）	21
2-3-5 欧州開発基金国家調整事務局（ONFED : Oficina del Ordenador Nacional para los Fondos Europeos de Desarrollo）	21
2-4 他ドナー、NGO等の活動	25
2-4-1 国連開発計画（UNDP/PNUD : United Nations Development Programme）	25
2-4-2 汎米開発基金（PADF : Pan American Development Foundation）	25
2-4-3 ドイツ技術協力公社（GTZ）	26
2-4-4 カナダ大使館ローカル・イニシアティブ基金	26

第3章 調査対象地域の概要	27
3-1 自然	27
3-1-1 地形	27
3-1-2 気候	28
3-1-3 河川・湖沼	28
3-1-4 森林	29
3-2 社会経済	29
3-2-1 家族	29
3-2-2 生産労働人口と失業率	30
3-2-3 居住状況	31
3-3 農業	31
3-3-1 土地利用可能性	31
3-3-2 農産物	32
3-3-3 生産経費と収益	34
3-4 農村社会	36
3-4-1 土地所有	36
3-5 その他産業	37
3-5-1 産業優遇措置	37
3-5-2 国際市場	38
3-5-3 観光	40
第4章 調査実施上の留意点	41
4-1 ドミニカ共和国側を主体者とした調査実施体制の構築	41
4-2 関係組織の総意による開発指針と実施体制案の策定	41
4-3 開発指針および実施体制案のオーソライズを念頭に置いた活動	41
4-4 政権交代を念頭に置いた活動の実施	41
4-5 本格調査終了後の継続を念頭に置いた活動	42
4-6 関係組織の参画による情報管理体制（情報センター）基本設計の実施	42
4-7 国境地域開発のための財源についての検討	42
4-8 ハイチの問題にも考慮した調査の実施	42
付属資料	
1. 実施細則（S/W）	43
2. 協議議事録（M/M）	58
3. 要請書（TOR）	92
4. 収集資料リスト	124

調査関連写真



ヒマニ市郊外の山肌に描かれた国境線
左がドミニカ共和国で右がハイチ



アルティボニト川で水汲みする婦人



ダハボン県南部の国境の柵 手前がハイチで奥がドミニカ共和国



ダハボン川を渡って物資を運ぶハイチ人。左岸がドミニカ共和国で右岸がハイチ

土地利用可能性分級（アメリカ農務省方式）に対応した国境地帯の土地利用の状況
1～4 級地までは現実的な範囲での農業技術の適用により収益栽培が可能とされる



3 級地：エリアスピーニャの水田



3 級地：カノアのバナナ園



4 級地：国境開発総局ネイバ試験圃場の点滴灌漑ブドウ園



4 級地：ダハボン市近郊の灌漑稲作



6 級地：ペドロサンタナの牧用地



7 級地：ダハボン県南部山間傾斜地のバナナ栽培



活況を呈するエリアスピーニャ市の国際市場



左：ハイチからの代表的流入商品である援助物資の古着

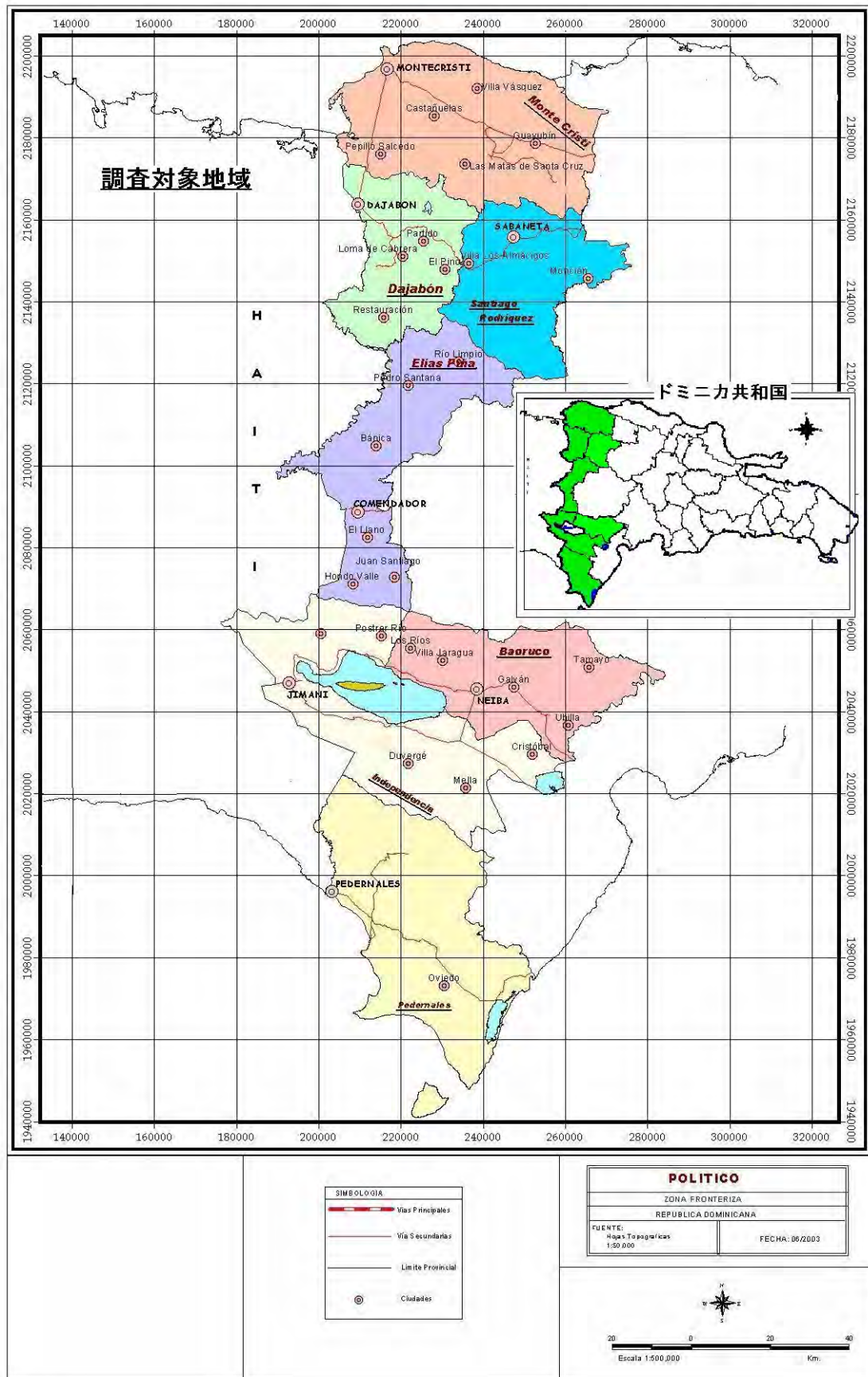
右：自由の女神が印された援助物資のコメ袋を運ぶハイチの少年 ドミニカ人には安くて品質が良いと好評



ドミニカ共和国から卵を運ぶハイチのトラック

ダハボンの養鶏業者は生産卵の4～5割がハイチで消費されるとみている

調査対象地域図（国境地域 7 県）



略語表

ACP	African, Caribbean and Pacific Group	アフリカ・カリブ海・太平洋諸国
AECI	Agencia Española de Cooperación Internacional	スペイン国際協力庁
BDA	Banco de Desarrollo Agropecuario	農牧開発銀行
BNV	Banco Nacional de Vivienda	国立住宅銀行
C.A.	Capacity Assessment	キャパシティ・ディベ ロップメント
CEI-RD	Centro de Exportación e Inversión de la República Dominicana	ドミニカ共和国輸出投資センター
CNE	Consejo Nacional de Energía	国家エネルギー委員会
CODOPEX	Confederación Dominicana de la Pequeña y Mediana Empresa	ドミニカ中小企業連盟
COPDES	Comisión Presidencial sobre los Objetivos del Milenio y el desarrollo Sostenible	ミレニアム開発目標と持続的開発に関する大統領委員会
CPLcP	Comisión Presidencial de Lucha contra la Pobreza	貧困対策に関する大統領委員会
DED	Deutsche Entwicklungsdienst	ドイツ開発奉仕事業団
DGDC	Dirección General de Desarrollo Comunitario	コミュニティ開発総局
DGDF	Dirección General de Desarrollo Fronterizo	国境開発総局
END	Estrategia Nacional de Desarrollo	国家開発戦略
EU	European Union	欧州連合
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機構
GEF	Global Environment Facility	地球環境ファシリティ
GTI	Grupo Técnico Interinstitucional	国連砂漠化防止条約（UNCCD）遵守に向けた政府およびドナーによる組織横断的技術グループ
GTZ	Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit	ドイツ技術協力公社
HDI	Human Development Index	人間開発指数
IAD	Instituto Agrario Dominicano	農地庁
ICV	Indice de Condiciones de Vida	生活環境指数
IDIAF	Instituto Dominicano de Investigaciones Agropecuarias y Forestales	ドミニカ共和国農牧林研究所
IFAD / FIDA	Internacional Fund for Agriculture Development / Fondo Internacional de Desarrollo Agrícola	国際農業開発基金
INAPA	Instituto Nacional de Aguas Potables y Alcantarillados	
INDENOR	Instituto para el Desarrollo del Noroeste	北東地域開発庁
INDESUR	Instituto para el Desarrollo del Suroeste	南東地域開発庁
INDRHI	Instituto Nacional de Recursos Hidráulicos	水利庁
INESPRE	Instituto de Estabilización de Precio	価格安定庁
INFOTEP	Instituto Nacional de Formación Técnico Profesional	技術教育職業訓練庁
INVI	Instituto Nacional de Vivienda	住宅公社
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫
MDGs	Milenium Development Goals	ミレニアム開発目標
M/M	Minutes of Meeting	協議議事録
OAS	Organization of American States	米州機構
ONAPLAN	Oficina Nacional de Planificación	国家企画局

ONFED	Oficina del Ordenador Nacional para los Fondos Europeos de Desarrollo	欧州開発基金国家調整事務局
OPP	Oficina de Planificación Provincial	県計画局
PADF	Pan American Development Foundation	汎米開発基金
PMR2	Segundo Programa de Microrealizaciones	第2 零細事業プログラム
PNOT	Plan Nacional de Ordenación del Territorio	国土整備計画
PRA	Participatory Rural Appraisal	参加型農村調査
PRD	Partido Revolucionario Dominicano	ドミニカ革命党
PROCOMUNIDAD	Fondo de Promoción a la Iniciativas Comunitarias	集落促進計画
PROPELUR	Proyecto para Pequeños Productores en la Region Suroeste	南東地域小規模生産者プロジェクト
RRA	Rapid Rural Appraisal	簡易社会調査法
SEA	Secretaria de Estado de Agricultura	農務省
SECTUR	Secretaria de Estado de Turismo	観光省
SEE	Secretaria de Estado de Educación	教育省
SEM	Secretaria de Estado de la Mujer	女性省
SEMARN	Secretaria de Estado de Medio Ambiente y Recursos Naturales	環境・自然資源省
SEOPEC	Secretaria de Estado de Obras Públicas y Comunicaciones	公共事業通信省
SEREX	Secretaria de Estado de Relaciones Exteriores	外務省
SESPAS	Secretaria de Estado de Salud Pública y Asistencia Social	保健省
SSCI	Subsecretaria Técnica de la Presidencia para la Cooperación Internacional	国際協力局
STP	Secretariado Técnico de la Presidencia	大統領府技術庁
SUR-FUTURO	Fundación Sur Futuro	南の未来基金
S/W	Scope of Work	実施催促
UNDP / PNUD	United Nations Development Programme / Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo	国連開発計画

事業事前評価表（開発調査）

作成日：平成 18 年 8 月 29 日

担当グループ：農村開発部第 2 グループ

1. 案件名
ドミニカ共和国 「国境地域の持続的開発に向けた効果的プログラム運営管理能力向上計画調査」
2. 協力概要
(1) 事業の目的 本事業は、ドミニカ共和国内でも特に貧困世帯割合の高いハイチとの国境地域を対象に、関係者共通の指針となる国境地域開発戦略の策定を通じて、同地域開発をより持続的かつ効率的・効果的に行なう方策を明らかにするものである。また、そのプロセスを通じて、カウンターパート機関である大統領府技術庁と国境開発局を中心とする行政機関が開発プログラムを適切に運営管理できる能力の向上を図るものである。 (2) 調査期間 2006 年 10 月～2008 年 9 月（2 年） (3) 総調査費用 約 2 億円 (4) 協力相手先機関 大統領府技術庁（国家企画局、国際協力局）、国境開発総局 (5) 計画の対象（対象分野、対象規模等） 対象地域：ハイチとの国境地域に所在する 7 県（モンテクリスティ、ダハボン、サンティアゴロドリゲス、エリアスピーニャ、インディペンデンシア、バホルコ、ペデルナレス） 対象地域面積：10,447 km²（全国土面積の 21.6%） 対象地域人口：住民約 46 万人（全国人口の 5.4%） うち貧困層約 30 万人（全国貧困人口の 8.5%） （ドミニカ共和国生活水準指数:ICV 分類による。2002 年の貧困ライン[1,753 ペソ≒100 米ドル/月]未満に相当する）
3. 協力の必要性・位置付け
(1) 現状と問題点 ドミニカ共和国は面積 48,670 km²（日本の約 1/8）、人口 860 万人で、同国の農畜産業は GDP の 11.8%、労働人口の 16.1%を占め、製造業（GDP の 16.0%、労働人口の 14.3%を占める）と並び主要な産業である（2002 年）。同国は 1990 年代に高い経済成長を遂げた結果、一人当たり GDP は US\$2,503（2002 年）と中所得国に分類されているが、一方でその恩恵は貧困層には十分に届かず、また国内地域間格差の是正に繋がっていないことが指摘されており、同国の人間開

発指数（HDI）は全 177 カ国中 98 位（2002 年）にとどまり GDP に対し相対的に HDI が低いのが特徴である。

同国の貧困層は首都周縁部、公営農場跡地周辺のハイチ移民居住区、およびハイチとの国境地域に特に集中しており、中でも、国境地域 7 県は貧困世帯の割合が 66.3%（全国平均 42.2%）（2002 年）と高い。かつて同地域がドミニカ共和国の治安保持のための緩衝地帯であったという歴史的背景に加え、山岳地帯や乾燥地が多く、耕作適地が限られているという自然条件と相まって開発から取り残されてきた。

このような状況に対応して、ドミニカ共和国政府は、国境地域を優先開発地域と位置付け、地域開発機関の設立や予算の優先的配分など積極的に地域の開発に取り組んできた。また、ドナーや NGO など多くの組織も同地域の開発に携わっている。これらの取り組みの結果、1993 年から 2002 年までの間に同地域の貧困世帯の割合は 81%から 66.3%へと減少しているが、全国平均（59.4%から 42.2%）に比べその進捗は遅い。その要因について、ドミニカ共和国政府は、統一した開発指針の不在、組織間の連携不足、アプローチ手法の差異および情報の点在化などによりプロジェクト内容の重複や分散などの問題が生じてきており、そのため開発活動の効率性は低く、期待される効果が発現してないと分析している。

ドミニカ共和国政府機関の中で、国レベルの開発計画の策定、国家予算案の作成および国際協力の調整管理を所管する大統領府技術庁、国境地域での開発事業の実施および調整を所管する国境開発総局は、国境地域開発に関して他の政府機関を含めて総合調整を行なうことが期待されている。しかしながら、両機関とも職員および組織の能力、体制が不十分であることや情報の不備により、その役割を十分に果たせていない状況にある。

このような問題を解決し、より効率的・効果的な地域開発が行なうためには、当該地域に対する政策や事業を整理したうえで現状と問題点ならびに今後の方向性を示すとともに、政府内で意思を共有するためのガイドラインとなる開発戦略を策定し、さらに大統領府技術庁および国境開発総局を始めとする行政機関の管理運営能力を向上することが求められている。

（２）相手国政府国家政策上の位置付け

前メヒア政権（2001～2004 年）は、ミレニアム開発目標（MDGs）の中南米唯一のパイロット国として、2003 年 6 月に「ドミニカ共和国貧困削減戦略（2003－2015 年）」を策定し、同戦略において貧困世帯割合の高い国境地域を優先開発地域とした。

現レオネル政権（2004 年 8 月～）は、前政権に引き続いて国境地域開発を重視しており、同地域の主要道路や水道施設などのインフラ整備を進めている。また、2006 年国家予算では国境地域 7 県に重点的に予算配分を行い、7 県全てが一人当たり配分額の上位 10 位までに位置付けられている。

（３）他国機関の関連事業との整合性

国境地域における国際機関・ドナーのプロジェクトは、特定地域を対象とした総合開発プロジェクト（AECI、EU、GTZ、IFAD）や特定分野を対象としたプロジェクト（PADF の人材開発プロジェクトなど）を始め多数存在する。これらのプロジェクトはそれぞれ異なるドミニカ共和国

政府組織を通じて手続きが行なわれ、また、各機関が個々に設置した地域事務所を中心に実施され、ドナー間の連携は担当者レベルの情報交換にとどまっていた。2005 年 4 月、国境地域開発に関わる国際機関・ドナーの調整会議が発足し、今後、情報交換だけでなく協調や調整に関する協議などが予定されている。また、UNDP がハイチ・ドミニカ共和国両国国境地域を対象とした地方行政支援および地域開発支援を実施予定である。

本件調査実施にあたっては、個別の情報と経験を有するこれら国際機関、ドナー、NGO 等から情報を得るとともに、国境地域開発全体に関する調査結果を提供することで、互いに不足する情報を補完できる。

（４）我が国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け

我が国は、2003 年 8 月に行なわれた現地経済協力政策協議において、我が国の対ドミニカ共和国援助重点分野を農林水産業、保健、教育、環境、貿易投資促進、観光開発の 6 分野とした。また、2004 年 7 月、現地 ODA タスクフォースでは、農林水産業、保健、教育の 3 分野を貧困削減の観点からの優先分野として整理した。

これらを踏まえ、JICA 国別事業実施計画では地方農村貧困撲滅プログラムを設定しており、同プログラムを構成する本案件は貧困削減に資する協力として実施する妥当性は高い。

4. 協力の枠組み

（１）調査項目

<フェーズ 1>

a. 現状分析

(a) 国境地域開発に係るニーズ分析

(b) 国境地域の開発に係る既存の戦略、指針、計画、プログラム・プロジェクト、アプローチ、制度、手続き、法整備面についてのレビューと評価

(c) 国境地域の開発に関連する組織のキャパシティアセスメント

(d) 効果的な開発を妨げている要因と教訓のとりまとめ

(e) 情報の整理

b. 国境地域開発戦略基本構想の策定（効果的・効率的な開発のための基本方針の提案）

- ・ 開発プログラム、手法・アプローチ

- ・ 事業実施手続き、法制度

- ・ （大統領府技術庁および国境開発総局を中心とした）組織間連携・実施体制、情報管理

<フェーズ 2>

c. 開発戦略の実行のために必要な実施体制の検討（実施体制整備ガイドラインの策定）

(a) 実施体制案の提案

(b) 実施体制案に基づく組織間連携、情報管理の試験的实施（実証）

- ・ 組織間連携の試験的实施

（組織間連携によるプロジェクト運営管理[プロジェクト形成・モニタリング・評価]を想定）

- ・ 情報管理の試験的实施

（フェーズ 1 で収集した国境地域開発関連情報の更新、分析、公開を想定）

(c) 実証結果を取り込んだ実施体制整備ガイドラインの提案

- ・実施体制の提案
- ・実施体制整備のために必要な法制度項目の提案
- ・実施体制の核となる人材の育成方針の提案

d. 国境地域開発戦略案の策定

(a) 政府組織の政策、制度、事業との整合性の確認、ドナー、NGO からの意見聴取による共通理解の形成

(b) 国境地域開発戦略案の取りまとめ

(現時点で想定されるコンポーネントは、1) 開発プログラム、手法、事業実施手続き、組織間連携、情報管理に関する基本方針、2) 実施体制整備ガイドライン（組織間連携、情報管理、必要な法制度、中央政府、地方政府、援助機関、NGO など関係アクターの役割・機能を含む）

(2) アウトプット（成果）

- 国境地域開発関係者共通の指針となるドミニカ共和国政府の国境地域開発戦略案が策定される。
- 国境地域開発に関する情報管理運営体制が作られる。
- カウンターパート機関の国境地域開発に関する調整能力および事業運営管理能力が強化される。

(3) インプット（投入）：以下の投入による調査の実施

(a) コンサルタント（分野／人数）

分野	人数	分野	人数
総括／地域総合開発	1	参加型開発／PCM	1
開発行政／組織／制度	1		
情報管理／情報システム計画	1		

(b) その他

- ・研修員受け入れ（実施体制整備、情報システム構築など）
- ・調査に必要な機材の購入

5. 協力終了後に達成が期待される目標

(1) 提案計画の活用目標

- ・国境地域開発が、技術庁および国境開発総局の調整により効率的・効果的に実施される

(2) 活用による達成目標

- ・国境地域の貧困が軽減される

6. 外部要因
(1) 協力相手国内の事情 政策的要因：組織改編、政権交代による実施体制の変更 社会的要因：対象地域の治安の悪化、地域住民の移動 自然的要因：大規模な旱魃、水害等の自然災害
7. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮（注）
(1) 対象地域では、別居により女性が実質上の家長となっている家族の割合が過半数を占めるとされる。他方では女性の支出は男性の 1/14 とする情報もある。本開発調査の実施にあたっては、ジェンダー格差に配慮した情報収集や農村調査を行なう。 (2) 対象地域では自然環境の荒廃が重要課題の一つとして認識されており、植林など環境回復への取り組みも行なわれている。本開発調査の実施にあたっては、環境・自然資源省からステアリングコミッティーおよび作業部会への参加を得るとともに、実施中の自然環境保全関連プロジェクトの情報を取り込めるような調査実施体制を構築する。
8. 過去の類似案件からの教訓の活用（注）
(1) 継続性の確保 ドミニカ共和国で行なわれた開発調査「サバナジェグア・ダム上流域管理マスタープラン」に基づく流域管理の実施においては、財団に委託し一定の予算を確保する法的措置により政権交代に関わり無く継続的に実施されている。本開発調査で策定する開発戦略においては、その活用・適用を確実にするための法制度について提案するとともに、公的承認、国家戦略への確実な取り込みについて先方政府の確認を取り付ける。 (2) 複層的アプローチ 「インドネシア・スラウェシ貧困対策支援村落開発計画」「バングラデシュ住民参加型農村開発行政支援」「フィリピン・セブ州地方部活性化プロジェクト」では村落事業の活性化、行政の透明性向上、住民の行政サービスアクセス改善という行政と住民の関係向上に関するインパクトが同時に確認されている。これらのプロジェクトでは共通して、行政に対する働きかけと住民に対する働きかけをそれぞれ行なったことに加え、両者の直接的な「対話の場」を設置しており、行政、住民が直接接する機会を積極的に構築したことが協働効果に結びつき、各プロジェクトが目的としていたボトムアップによる地域社会開発の実現に寄与した事例と考えられる。 本開発調査では、あらゆる国境地域開発関係者との協議を行うとともに、地域開発に関わる中央省庁間の連携による効率的実施を図るだけでなく、地方行政府および地域住民との関係や人材育成も組み合わせ、複層的アプローチによる協働効果に留意して計画策定を行う。
9. 今後の評価計画
(1) 事後評価に用いる指標 (a) 活用の進捗度 ・国境地域開発の実施体制、手続きの整備度合い ・大統領府技術庁および国境開発総局が把握し調整するプロジェクト数

- ・ 情報センターの情報量、利用状況
- (b) 活用による達成目標の指標
 - ・ 貧困割合、極貧割合
 - ・ 各種社会指標（生活環境、教育、保健など）

(2) 上記 (a) および (b) を評価する方法および時期

フォローアップ調査によるモニタリング（2008 年度以降予定）

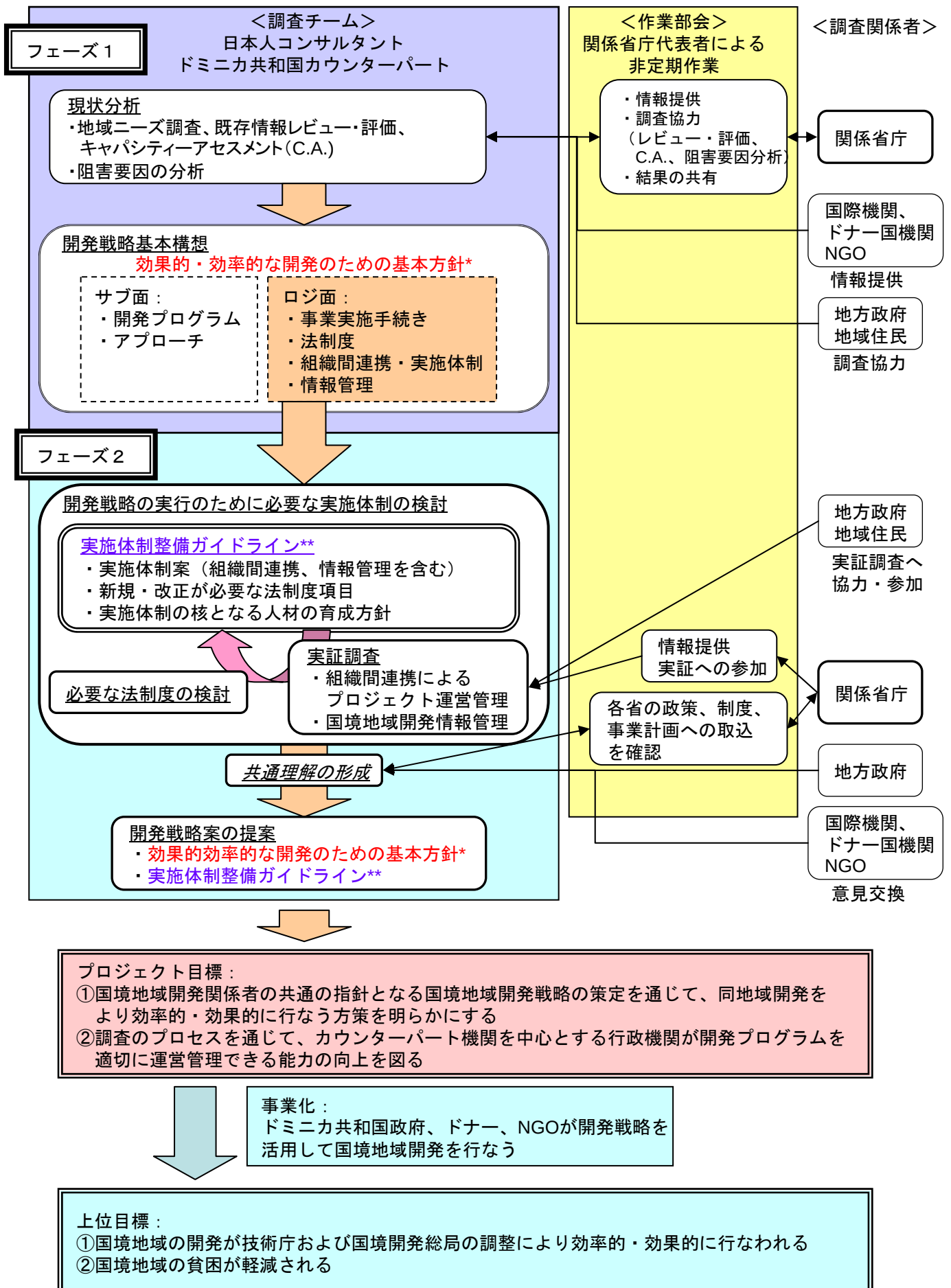
（注）調査にあたっての配慮事項

別添 1：調査対象地域図（省略）

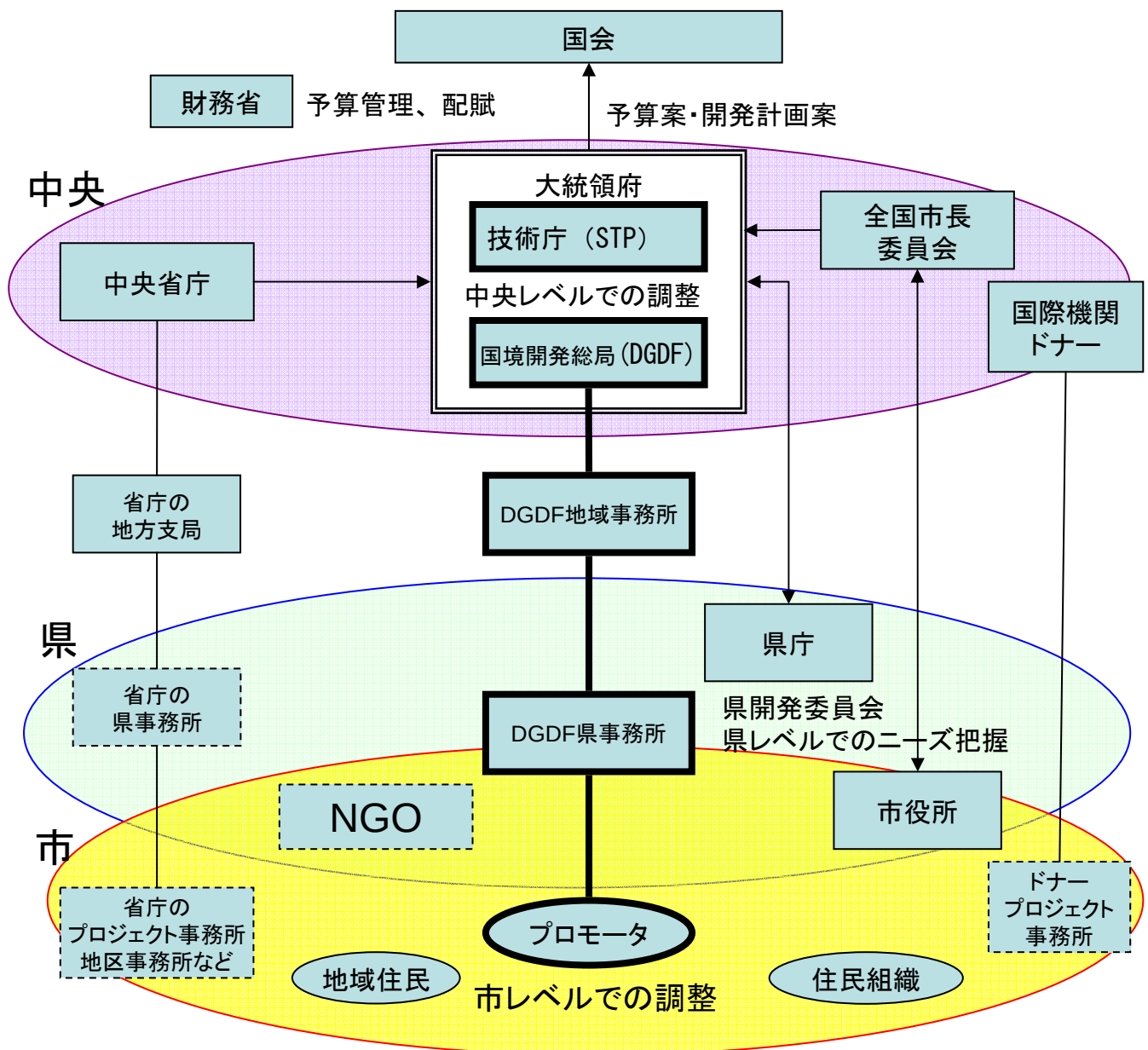
別添 2：案件概要図

参考：国境地域開発の組織関係イメージ

別添 2 案件概要図



参考：国境地域開発の組織関係イメージ



STPのみが中央省庁、地方政府、ドナーを包括して調整する能力を有する唯一の政府機関

DGDFのみが国境地域全ての県に事務所を有し、県、市レベルでの調整を行なう能力を有する唯一の政府機関

したがって、本開発調査の実施主体はSTPおよびDGDFとする。

第1章 調査概要

1-1 要請の背景および事前調査の目的

1-1-1 要請の背景

ドミニカ共和国は面積 48,670km²（日本の約 1/8）、人口 860 万人で、同国の農畜産業は GDP の 11.8%、労働人口の 16.1%を占め、製造業（GDP の 16.0%、労働人口の 14.3%を占める）と並び主要な産業である（2002 年）。同国は 1990 年代に高い経済成長を遂げた結果、一人当たり国内総生産（GDP）は US\$2,503（2002 年）と中所得国に分類されているが、一方でその恩恵は貧困層には十分に届かず、また国内地域間格差の是正に繋がっていないことが指摘されており、同国の人間開発指数（HDI）は全 177 カ国中 98 位（2002 年）にとどまり GDP に対し相対的に HDI が低いのが特徴である。

同国の貧困層は首都周縁部、公営農場跡地周辺のハイチ移民居住区、およびハイチとの国境地域に特に集中しており、中でも、国境地域 7 県は貧困世帯の割合が 66.3%（全国平均 42.2%）（2002 年）と高い。かつて同地域がドミニカ共和国の治安保持のための緩衝地帯であったという歴史的背景に加え、山岳地帯や乾燥地が多く、耕作適地が限られているという自然条件と相まって開発から取り残されてきた。

このような状況に対応して、ドミニカ共和国政府は、国境地域を優先開発地域と位置付け、地域開発機関の設立や予算の優先的配分など積極的に地域の開発に取り組んできた。また、ドナーや NGO など多くの組織も同地域の開発に携わっている。これらの取り組みの結果、1993 年から 2002 年までの間に同地域の貧困世帯の割合は 81%から 66.3%へと減少しているが、全国平均（59.4%から 42.2%）に比べその進捗は遅い。その要因について、ドミニカ共和国政府は、統一した開発指針の不在、組織間の連携不足、アプローチ手法の差異および情報の点在化などによりプロジェクト内容の重複や分散などの問題が生じてきており、そのため開発活動の効率性は低く、期待される効果が発現していないと分析している。

ドミニカ共和国政府機関の中で、国レベルの開発計画の策定、国家予算案の作成および国際協力の調整管理を所管する大統領府技術庁、国境地域での開発事業の実施および調整を所管する国境開発総局は、国境地域開発に関して他の政府機関を含めて総合調整を行なうことが期待されている。しかしながら、両機関とも職員および組織の能力、体制が不十分であることや情報の不備により、その役割を十分に果たせていない状況にある。

このような問題を解決し、より効率的・効果的な地域開発が行なうためには、当該地域に対する政策や事業を整理したうえで現状と問題点ならびに今後の方向性を示すとともに、政府内で意思を共有するためのガイドラインとなる開発戦略を策定し、さらに大統領府技術庁および国境開発総局を始めとする行政機関の管理運営能力を向上することが求められている。

これらの状況から、ドミニカ共和国政府は、2004 年 8 月に、国境地域開発の基本方針となる総合開発マスタープランを策定するための開発調査「持続的国境地域開発のための中長期戦略策定調査」の要請を行い、日本国政府は 2005 年 3 月に同要請を採択した。

1-1-2 事前調査の目的

本調査にかかる要請背景・内容の確認を行なうとともに、調査の目的・範囲・項目・工程等を明

確にすることを目的として先方と協議を行い、実施細則（S/W：Scope of Work）案ならびに協議議事録（M/M：Minutes of Meeting）に署名する。

また、本格調査の実施に必要な情報を収集する。

1-2 調査団の構成および調査日程

（1）団員構成：

- 1）永代 成日出（総括）
JICA 国際協力専門員
- 2）櫃田 木世子（農村開発／環境社会配慮）
（株）日本開発サービス 調査部 主任
- 3）羽地 朝新（社会経済状況調査）
三井金属資源開発株式会社 主任
- 4）石橋 匡（調査企画）
JICA 農村開発部畑作地帯第一チーム

（2）調査日程

平成 18 年 3 月 5 日～3 月 27 日

	月日	曜	総括、調査企画	農村開発、社会経済状況
1	3月5日	日		成田→サント・ミンゴ
2	6日	月		JICA事務所打合せ 国境開発総局（DGDF） 国家計画局（ONAPLAN）
3	7日	火		PROCOMUNIDAD
4	8日	水		環境・自然資源省（SEMARN） GTI-PANFRO PADF COPDES（MDG委員会）
5	9日	木		カナダ大使館、UNDP 現地コンサルタントヒアリング
6	10日	金		GTZ、SUR-FUTURO 国家エネルギー委員会（CNE）
7	11日	土		資料整理
8	12日	日		資料整理
9	13日	月	成田→サント・ミンゴ	JICA事務所中間報告
10	14日	火	JICA事務所打合せ、大使館表敬	
11	15日	水	STP, DGDFによる要請内容説明、M/M協議	
12	16日	木	現地調査 1. インディペンデンシア県 2. パラオナ県	ヒマニ、DGDF事務所、国境市場 ネイバ、DGDFワインプロジェクト、 PROPELUR事務所
13	17日	金	現地調査 3. エリアスピーニャ県	アルティモ・プロジェクト事務所
14	18日	土	現地調査 4. タハボン県	DGDF事務所、県開発委員会協議
15	19日	日	団内打合せ	
16	20日	月	関連省庁説明、M/M協議	
17	21日	火	M/M協議	
18	22日	水	M/M協議	（SEA補足調査）
19	23日	木	M/M協議	（補足調査、単価調査）
20	24日	金	M/M署名 JICA事務所報告、大使館報告	
21	25日	土	サント・ミンゴ→ニューヨーク	
22	26日	日	ニューヨーク→	
23	27日	月	→成田	

(3) 主要面会者

< ドミニカ共和国側 >

大統領技術庁 Secretariado Técnico de la Presidencia (STP)

国際協力局

Subsecretaria Técnica de la Presidencia para la Cooperación Internacional (SSCI)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. Licda. América Bastidas | Subsecretaria |
| 2. Licda. Ivette Subero | Especialista Sectorial |
| 3. Sr. Pablo Herasm | Especialista de Cooperación Internacional |

国家計画局 Oficina Nacional de Planificación (ONAPLAN)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. Lida. Lourdes Meyreles, | Directora de Desarrollo Social Territorial |
| 2. Dr. José Ramón Martínez | Encargado de Gabinete de Coordinación de Política Medio Ambiental y Desarrollo Físico |

国境開発総局 Dirección General de Desarrollo Fronterizo (DGDF)

- | | |
|---------------------------|--------------------------------|
| 1. Ing. Olgo Fernández | Director General |
| 2. Lic. Virgilio Bautista | SubDirector |
| 3. Ing. José Luis Socías | Gerente de Planificación |
| 4. Lic. Rafael Sánchez | Gerente Administrativo |
| 5. Lic. Guarionex Luperón | Coordinador Interinstitucional |

農務省 Secretaría de Estado de Agricultura (SEA)

- | | |
|-----------------------|-----------------------------------|
| 1. Ing. Andrés Cedano | Encargado de Organismos Mundiales |
| 2. Licda. Digna Peña | Directora Dpto. Recursos Externos |

環境・自然資源省 Secretaría de Estado de Medio Ambiente y Recursos Naturales (SEMARN)

- | | |
|----------------------------|------------------------------|
| 1. Ing. Pedro García Brito | Encargado Dpto. de Proyectos |
|----------------------------|------------------------------|

水利庁 Instituto Nacional de Recursos Hidráulicos (INDRHI)

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 1. Ing. Eliseo González | Gerente de Planificación |
|-------------------------|--------------------------|

教育省 Secretaría de Estado de Educación (SEE)

- | |
|------------------------|
| 1. Lic. Rafael Eusebio |
|------------------------|

商工省 Secretaría de Estado de Industria y Comercio

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1. Licda. Magdalena Gil | Directora de Planificación |
| 2. Licda. Griselda Félix | Encargada de Presupuesto |

3. Licda. Argentina Zabala Especialista Planificación

集落促進計画 Fondo de Promoción a la Iniciativas Comunitarias (PROCOMUNIDAD)

1. Lic. Jacobo Acosta Director de Planificación

ドミニカ共和国輸出投資センター

Centro de Exportación e Inversión de la República Dominicana (CEI-RD)

1. Lic. Pablo Pérez Espinosa

2. Lic. Guillermo Martínez

3. Licda. Ivette Aquino Castillo Especialista de Promoción de Inversiones

農牧林研究所

Instituto Dominicano de Investigaciones Agropecuarias y Forestales (IDIAF)

1. Ing. Winston Marte Técnico de Planificación

欧州連合零細事業プログラム Programa de Micro Realizaciones de la Unión Europea

1. Lic. Manuel Mercedes Director Informática

<日本側>

在ドミニカ共和国日本大使館

岡本 治男 大使

田井 真和 二等書記官

JICA ドミニカ共和国事務所

1. 吉元 清 所長

2. 米崎紀夫 次長

3. 瀧口暁生 所員

Sr. Huáscar Peña Oficial de Cooperación Técnica

1－3 協議概要

協議は主に大統領府技術庁国際協力局（SSCI）局長、大統領府国家企画局（ONAPLAN）局長担当、国境地域開発総局（DGDF）担当と行なわれ、いずれの機関も JICA の技術協力の受入は初めてであることから、調査目的、成果品、調査活動内容など先方の要請内容について十分に時間をかけて確認し、目的達成のための調査活動内容および調査実施体制について協議した。また、ステアリングコミッティーおよび作業部会については、関係省庁からの出席を得てその機能と設置のために必要な手続きについて確認した。

現地調査としてペデルナレス、バオルコ、エリアスピーニャ、ダハボンの各県を訪問し、DGDF 事務所関係者および地方政府や現地で活動する NGO 関係者などへのインタビューを行なった。現地調査には SSCI および DGDF の担当者各 1 名が同行し、現地調査期間中を通じ、現地の状況についての認識の共有を図った。

協議の結果合意された事項は M/M に取りまとめ、3 月 24 日午前、SSCI 局長、ONAPLAN 局長、DGDF 長官と調査団長の間で署名した。（別添 M/M および仮訳参照）

署名式では各署名者の挨拶の他に SSCI 局長による本件調査の基本方針について紹介が行なわれた。署名式には、関係省庁、ドナー、NGO など約 60 名が参加し、また、報道関係者十数社からの取材を受けるなど、国境地域開発への関心の高さを再確認することとなった。

1－4 協力の方向性および留意事項／団長所感

ドミニカ共和国の国境地域開発には、従来から関係省庁、地方行政府、ドナーならびに NGO など多くの組織が携わってきている。しかしながら、統一した開発指針の不在、組織間の連携不足、アプローチ法の差異および情報の点在化などによりプロジェクト内容の重複や分散などの問題が生じてきており、そのため開発活動の効率性は低く、期待される効果が発現しないという状況を呈している。

そのような現状下、開発指針策定（その実施体制の提案を含む）を主目的とする本開発調査の実施は、国境地域開発プログラムの効果的かつ効率的な運営管理のために不可欠であり、ひいては国境地域の貧困削減ならびに地域間格差の是正に資するものが大きいことが本事前評価調査の結果確認できた。

本格調査における実証調査活動としては、現在は点在化している国境地域開発に係る情報の一元的な収集、分析とその発信を目的とした情報センターの構築、効率的かつ効果的な開発のために必要とされるプロジェクトサイクルマネジメント（PCM）と参加型開発についての研修と演習を実施することとした。なおこれら実証調査活動の成果は、主目的である開発指針策定（その実施体制の提案を含む）に反映させることとする。

なお政府の開発指針策定（実施体制の提案を含む）を主目的とする本開発調査の実施のためにはドミニカ共和国側の主体的な参画は必要不可欠であることから、活動分野毎に必要なフルタイム・カウンターパート（C/P）の人数とその役割についても時間を掛けて協議を行った。その結果、別紙の調査実施体制図に示される 7 名の C/P の配置についてのドミニカ共和国側の理解を得たが、大統領府技術庁長官および ONAPLAN 局長が海外出張中であつたため、その任命は後日行うという

結論となった。その状況を受け、本年４月末までに C/P の任命とその通知（氏名、所属先、ポストを JICA に通知）を行うことを S/W の署名および調査開始の前提条件とした。（M/M で言及）

本格調査の実施上の留意点としては、①ドミニカ共和国側を主体者とした調査実施体制の構築、②関係組織の総意による開発指針と実施体制案の策定、③開発指針および実施体制案のオーソライズを念頭に置いた活動、④政権交代を念頭に置いた活動の実施、⑤本格調査後の継続を念頭に置いた活動、⑥関係組織の参画による情報センター基本設計の実施、⑦国境地域開発のための財源についての検討、⑧ハイチの問題にも考慮した調査の実施、などが挙げられる。（それらの詳細については第４章を参照のこと）

なおドミニカ共和国側と合意した本格調査の内容は、下記のとおりである。

１－４－１ 調査名称

ドミニカ共和国側は、本開発調査の主目的である開発指針策定（その実施体制の提案を含む）に向けた活動を主体者となって実施していくこととしている。そのプロセスを通じて、C/P 組織である STP と DGDF は、国境地域の開発プログラムを運営管理できる能力開発（人的、組織・制度面など）の基礎作りを行うと共に、今後必要とされる能力開発の内容を検討しその結果を指針策定と実施体制の提案に反映させたいとしている。

以上のドミニカ共和国側の方針と考えについて協議・検討した結果、調査名称は要請時点の「持続的国境地域開発のための中長期戦略策定」を変更し、本開発調査の目的と意図をより包括的に表現できる「国境地域の持続的開発に向けた効果的プログラム運営管理能力向上計画調査」とすることが適切であると合意した。

１－４－２ 調査目的

協議の段階では双方の本格調査内容についての理解に相違がないように努めた結果、「上位目標」ならびに「調査目的」に関する表現は M/M に示すような詳細なものとなったが、帰国後の S/W 英文案を基にした JICA 内検討の結果、それらの骨子は変更させる必要はないものの、冗長な表現を避けると共に両者の関係を分かりやすく整理する必要があるとの結論に至った。よって S/W 署名に際しては、語句の修正を行った下記の文章を用いる予定である。なおドミニカ共和国政府からの修正点についての合意は、JICA 事務所を通じて取り付けることとする。

（１）上位目標

国境地域開発のためのプログラムおよび活動が STP および DGDF により効果的効率的に実施される。

（２）目的

- ①貧困削減を優先した国境地域開発戦略がドミニカ共和国政府の関係アクターに対する具体的な共通指針として策定される。
- ②調査活動を通じて、国境地域開発の効率性と効果を向上させるための、人的、組織的および社会的な能力開発が行われる。

開発調査は「開発計画策定支援とその過程で相手国の C/P に対して技術移転する事業」であり、その内容自体に能力開発の要素を含んでいるが、本案件は「調査活動プロセスを通じて能力開発を行ない、策定される開発指針の実効性を高めたい」というドミニカ共和国側の強いニーズを勘案し、他の開発調査と比較すると能力開発により配慮したものとする。

1-4-3 調査対象地域

調査は国境地域を構成する 7 県（モンテクリスティ、ダハボン、サンチアゴロドリゲス、エリアスピーニャ、バオルコ、インディペンデンシア、ペデルナレス）を対象とする。但し、必要に応じ国内の他の場所も含むものとする。

1-4-4 調査内容と調査期間

本格調査は、フェーズ 1、2 に分けて下記の内容についての活動を行うこととする（期待される主な成果とそれら定義については M/M を参照のこと）。

帰国後の JICA 内検討の結果、調査内容の骨子は変更させる必要はないものの、調査の構成を分かりやすく整理する必要があるとの結論に至った。よって S/W 署名に際しては、語句の修正を行った下記の文章を用いる予定である。なおドミニカ共和国政府からの修正点についての合意は、JICA 事務所を通じて取り付けることとする。

なお、本格調査の期間は 2 年間とする。

（1）フェーズ 1

1）現状分析

- ①国境地域開発に係るニーズ分析
- ②国境地域の開発に係る既存の戦略、指針、計画、プログラム・プロジェクト、アプローチ、制度、手続き、法整備面についてのレビューと評価
- ③国境地域の開発に関連する組織のキャパシティアセスメント（C.A.）
- ④効果的な開発を妨げている要因と教訓のとりまとめ
- ⑤情報の整理

2）国境地域開発戦略基本構想の策定（効果的・効率的な開発のための基本方針の提案）

- ・ 開発プログラム、手法・アプローチ
- ・ 事業実施手続き、法制度
- ・ （大統領府技術庁および国境開発総局を中心とした）組織間連携・実施体制、情報管理

（2）フェーズ 2

1）開発戦略の実行のために必要な実施体制の検討(実施体制整備ガイドラインの策定)

- ①実施体制案の提案
- ②実施体制案に基づく組織間連携の一部、情報管理の試験的实施（実証）
 - ・ 組織間連携の一部試験的实施

(組織間連携によるプロジェクト運営管理[プロジェクト形成・モニタリング・評価]を想定)

- ・情報管理運用の試験的实施

(フェーズ 1 で収集した国境地域開発関連情報の更新、分析、公開の窓口[国境地域開発情報センター]を想定)

③実証結果を取り込んだ実施体制整備ガイドラインの提案

- ・実施体制の提案
- ・実施体制整備のために必要な法制度項目の提案
- ・実施体制の運用人材育成方針の提案

2) 国境地域開発戦略案の策定

①政府組織の政策、制度、事業との整合性の確認、ドナー、NGO からの意見聴取による共通理解の形成

②国境地域開発戦略案の取りまとめ

(現時点で想定されるコンポーネントは、1) 開発プログラム、手法、事業実施手続き、組織間連携、情報管理に関する基本方針、2) 実施体制整備ガイドライン(組織間連携、情報管理、必要な法制度、中央政府、地方政府、援助機関、NGO など関係アクターの役割・機能を含む)

1-4-5 実施体制

本開発調査の実施体制は、別紙に示すとおりとすることで合意した。

(1) 活動分野とカウンターパート(C/P)の配置

三つの活動分野、①開発指針策定／実施体制整備分野、②情報システム構築管理運営分野、③PCM／参加型開発分野、を設け、各分野に2名ずつ、および総括として1名のC/Pを配置する。よってC/Pの人数は計7名となる。

(2) 作業部会の設置

国境地域開発に関連する省庁等からなる作業部会(Task Force)を設置する。本格調査の活動に関連省庁等を参画させることにより、関係者総意の下で開発指針および実施体制案の策定等を行う。そのことにより策定された案の実効性を高めることとする。

(3) ステアリングコミッティー

STP 長官を議長とするステアリングコミッティーを設置する。なお、その構成メンバーは関係省庁等からなるものとする。(詳細については M/M を参照のこと)

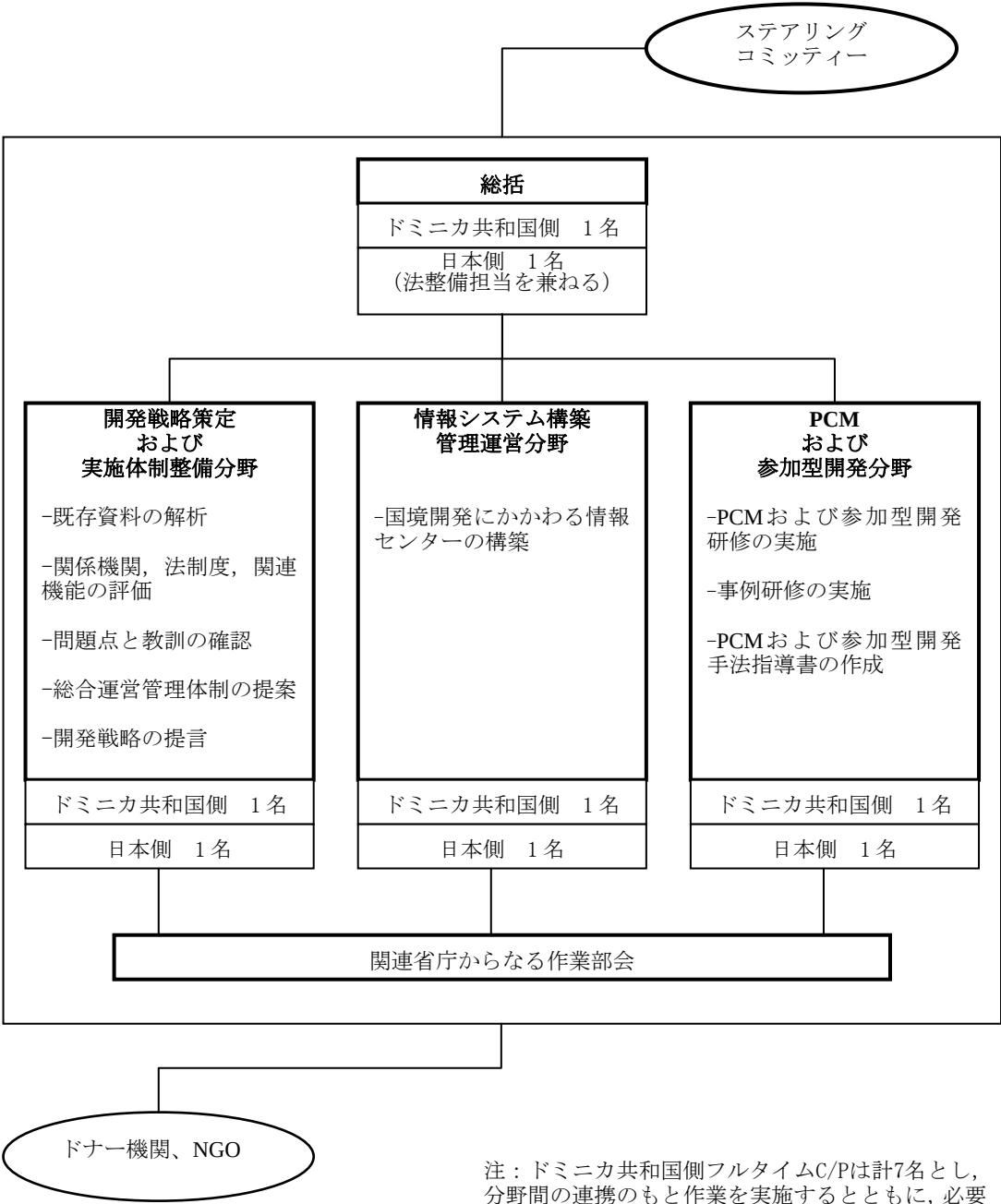
(4) ドナーおよび NGO との関係

国境地域開発には多くのドナーおよび NGO が関わっている。これらの関係機関の本調査への参画が、実効性の高い開発指針および実施体制案の策定ならびに情報センター設立運営のためには不可欠となる。よってそれらの関係機関との連携協力しつつ本格調査を実施することとする。

1－4－6 本調査で策定される開発指針と実施体制案の位置付け

本調査で策定される開発指針とそのための実施体制案は、ドミニカ共和国の国家開発戦略ならびに国土再編国家計画の一部として活用されることが確認された。またドミニカ共和国側は、本格調査終了後２年以内に策定された指針を国境地域開発の政府指針として位置付けることを確約した。

調査実施体制



注：ドミニカ共和国側フルタイムC/Pは計7名とし、分野間の連携のもと作業を実施するとともに、必要に応じて分野を超えた協力も行う。

第2章 国境地域開発にかかる実施体制

2-1 国境地域開発政策

2-1-1 概要

国境地域開発戦略については、前政権が取りまとめたものがあるが、現政府はその改訂版を検討している状況であり、今回の開発調査の成果に期待してその改訂・見直しを考えている。また、前政権が策案した社会政策（*Política Social del Gobierno Dominicano*）は、法律化されているにもかかわらず、現在は効力のないものとなっており、その改訂版が検討されている。以下に国境地域の開発に関連する政策やプログラムを列挙する。

（1）ミレニアム開発目標（MDG：Millenium Development Goals）

ドミニカ共和国は中南米唯一のミレニアム開発目標モデル国として、2015年を目途に達成を約束する8つの改善項目（①保健およびHIV、②環境、③ジェンダー、④インフラ整備、⑤教育、⑥飢餓、⑦地域開発、⑧商業）による開発目標を発表している。同目標達成のフォローおよびその評価を行うために、ミレニアム開発目標と持続的開発に関する大統領委員会（COPDES：Comisión Presidencial sobre los Objetivos del Milenio y el desarrollo Sostenible）¹を設置している。

COPDESは、MDGsの達成の梃となるものはエネルギー・セクターの整備であるとしており、また、MDGs指標の推移を把握するためのパイロット調査をセイボ県で実施している。セイボ県での電力整備の度合いと同県内のMDGs指標の改善度合いとの相関を検証した上、その成果を他の貧困率の高い県へ順次適用していく方針である。

（2）国家アクション・プログラム（PAN）²

PANは、砂漠化対処条約（深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国において砂漠化に対処するための国際連合条約）の過程で策案されたドミニカ共和国政府のプログラムであり、国全土の土壌の状況（砂漠化の範囲、侵食の度合い、土壌汚染等）、森林の破壊、生物多様性の衰退、河川・湖沼の流域の状況を把握し、国家レベルの開発戦略に基づいて、貧困削減、食糧不足や教育レベルの向上などを課題にしたプロジェクトを策案することとなっている。

具体的には、国境地域を含む流域の総合管理プログラム、土壌浸食防止プロジェクト、森林火災防止策、国家植林計画などが環境・自然資源省（SEMARN）の主管で策案される予定である。

（3）国家国境地域アクション・プログラム（PANFRO）

SEMARNの国境地域での開発戦略として、環境資源における現状把握のアプローチが国連食糧農業機関（FAO：Food and Agriculture Organization of the United Nations）の指針に沿って行われている。国境地域での既存プロジェクトを評価し、今後の取組の指針を検討することが主な目的である。本プログラムで収集される情報は、国境地域のMDGsの指標として扱われることとなっている。

当初は全国土を対象とするアクション・プログラム、上記PANの一部の過程として検討されて

¹ COPDES

いたが、国境地域のみを対象とした規模の小さい PAN（国境＝frontera を略した FRO および PAN を結合して PANFRO と称す）として実践されている。³

（４）国境地域開発戦略

本事前調査では入手することはできなかったが、同戦略は 1993 年に実施された国勢調査のデータを基に、前政権の初期段階に作成されたものである。通常、ドミニカ共和国では提案された戦略や計画の有効性確保のために、国会討論を経て制度化する行為が取られるが、本戦略については、そのような対応が取られないまま政権交代となったため、現政権の指針として扱われていない。

今回の調査では、調査時点において、同戦略が大統領技術庁（STP）、その下部組織である国家企画局（ONAPLAN）および国境開発総局（DGDF）で参考にされていないことを確認した。

（５）国境開発総局（DGDF）の取組（現地踏査による確認事項）

１）ダハボン県での支援活動

集落間道路、河川の水量調整や貯水用の築堤、貯水池、魚の養殖池、配水管や井戸の建設工事を行う一方、農牧業における技術指導も行っている。

２）エリアスピーニャ県での植林プロジェクト

農務省との共同プロジェクトとしてアボガド、マンゴ、ミカン、ナシやグアナバナの果樹および樹木（マツ、セドロ、マホガニー）の植林活動を行っている。2005 年の実績として苗木 8,000 本の育成および 4km² の植林を実施した。



2.1 図 アボガドの苗：DGDF-農務省の共同計画

３）インディペンデンシア県での住宅整備支援

2 年前のヒマニ市での土石流災害を契機に、住宅公社（INVI：Instituto Nacional de Vivienda）との共同プロジェクトとして被害者への住宅整備の支援業務を行っている。

² PAN

³ PANFRO



2.2 図 DGDF の INVI 共同の住宅建設プロジェクト

4) パオルコ県ネイバ地区でのワイン製造の取組

3 年前に 5 千万ペソ (約 1.7 百万米ドル) の投資でネイバ市郊外にブドウ酒の製造工場を設置し、地域のブドウ栽培業者への支援を開始したが、気温の高い土地に位置するため、電力を必要とする冷房倉庫を導入しており、ワイン熟成に高い運転コストを負担している。



2.3 図 ネイバ地区の DGDF 経営ワイナリー貯蔵タンク

(6) 国境地域開発の制約要素

1) 開発における基本指針および共通した目標の欠如

国境地域の開発において、関連当事者に共通した基本指針や目標がないため、矛盾を招く政策やプログラムが実施される状況は少なくない。

2) 役割が重複する機関の存在

国境地域の開発に役割を有する主な政府機関として、DGDF、コミュニティ開発総局 (DGDC)

や INVI があり、同地域での救済活動や貧困層援助のための住宅整備を行っている。その他にも大統領府直属の組織、国境地域に限定した政府組織、地方自治体および中央政府地方事務所、さらにはドナーや NGO が活動している状況である。(2.3 表)⁴ 各々独自のプログラムを有しており、地域的、裨益者や援助項目の重複を招いている。

3) 中央政府に焦点を置いた行政管理および地方政府の積極的参加意思の不足

地方政府には中央政府予算の 10%を配分するとの規定(法 166-03)があるが、国境地域の地方政府(市:municipio/ayuntamiento)に配分される予算のうちプロジェクト投資に向けられる資金は非常に少なく、対予算総額の 11~34%に過ぎない(経済発展が進んでいるサンチアゴ県では同指標が 50.6%である)。したがって、地方政府の開発への関与は非常に限られている。

また、県レベルでは県知事(gobernador)が中央政府から任命され、各県都に県庁(gobernación)を置いている。また、各県には県開発委員会(Consejo Provincial de Desarrollo)が設置されており、知事が県内で活動する全てのアクターを招集して、県の開発優先課題を取りまとめ、中央政府へ報告している。しかしながら、エリアスピーニャ県の例を取れば、県庁職員は秘書、メッセンジャーなど4名のみであり、また予算は 75,000 ペソ/月(約 277,500 円)と限られており、県としての開発への関与は非常に限られている。

4) 人的資源の能力開発へのアプローチ不足

国境地域の公共投資は、その絶対額が低いうえ、当該人材育成のための投資へ配賦される部分は僅かなものである。大半の投資は医療機関や教育施設へ投入され、人的資源の能力開発のための投資には余裕がない状況である。

5) 国境地域の開発における問題把握に関する分析不足

ほとんどの開発プロジェクトは単発的に実施され、全体との整合性や長期的な観点から考慮されたものとなっていない。関連省庁との連携調整や政権交代後も維持する継続性のある政策や計画は稀である。

また、参加型農村調査(PRA: Participatory Rural Appraisal)などによって地域のニーズに応える解決案の検討、プロジェクトのインパクト分析や事後評価などが行われないケースが多い。

6) 社会経済における統計調査・データの信頼度が低い

国境地域にはハイチ人の流動性があまりにも高いため、二国間の経済活動の管理が困難であり、その定量的特性は把握されていない。一方、国家統計局による統計データは、基本的にヒアリングによる国勢調査の結果に基づいているため、その実態が定かでないことが現状である。特に、貧困マップに利用されたデータのうち家庭毎の収入額については上方修正が必要であるといわれている。

⁴ ドミニカ共和国・ハイチ国境地域開発 M/P 策定支援開発調査-参考用資料、JICA ドミニカ共和国事務所、2005

7) 過去の調査の公開および適用の不足と認知度の低さ

これまで 30 件以上の国境地域における調査が行われてきたが、調査結果が未公開のままであったり、あるいは報告書そのものが保管・整理されていない状況である。また、問題把握からその解決案までまとめた調査も行われているが、国会レベルで検討されなかったため効力が無いなど、政権交代に伴う与野党の関係から、利活用されない戦略や計画は少なくない。

特に、前政権中に現野党ドミニカ革命党（PRD : Partido Revolucionario Dominicano）が策案した国境地域開発戦略は、STP および DGDF では利用されておらず、また保管場所も確認できず現地調査終了までに入手できなかった。

8) 法制度の矛盾

国境地域開発の過程でバオルコ県の観光セクターを促進するために指定された保護地域の隣接地に、国境地域での工業奨励制度を適用したセメント工場が建てられた。後者は地域の雇用創出を目指した政策であるが、エコツーリズム促進を取組んだ前者政策との整合性がないことは明らかである。この例は、SEMARN と観光省（SECTUR : Secretaria de Estado de Turismo）との政策に矛盾が生じたことを示す一例である。

2-2 国境地域開発関連法制度

国境地域開発のために設立された組織および地域開発を目的とした主な法制度を下表に列挙する。

2.1 表 国境地域開発のための組織

交付年	法号	制度名
1967	Ley 113-67	国境国家協議会 (Consejo Nacional de Fronteras)
1971	Decreto 1328-71	国境集落促進総局 (Dirección General de Promoción de las Comunidades Fronterizas)
1979	Decreto 1332-79	南西地域開発庁 (INDESUR) (Instituto para el Desarrollo del Suroeste –INDESUR-)
1984	Decreto 2277-84	北西地域開発庁 (INDENOR) (Instituto para el Desarrollo del Noreste –INDENOR-)
1993	Decreto 279-93	集落促進計画 (PROCOMUNIDAD) (Fondo de Promoción a la Iniciativas Comunitarias)
1996	Decreto 613-96	地方自治体開発協議会 (Consejo de Desarrollo Provincial)
1999	Decreto 100-99	尊厳集落計画 (Comunidad Digna)
2000	Decreto 685-00	地方省庁自治体開発協議会 (Consejo de Desarrollo Regional, Sectorial, Provincial y Municipales)
2000	Decreto 443-00	国境開発総局 (Dirección General de Desarrollo Fronterizo)
2001	Ley 28-01	国境特殊地域開発調整協議会 (Consejo de Coordinación Zona Especial de Desarrollo Fronterizo)
2001	Decreto 466-01	社会閣僚 (Gabinete Social)
2003	Decreto 623-03	社会保護予算計画 (Establecimiento del Programa Presupuestario “Protección Social”)

2.2 表 国境地域開発のための法制度

交付年	法号	制度名
1985	Decreto 3237-85	観光第 4 地域（バラオナ観光地域） (Polo Turístico IV –Area Turística Barahona-)
1990	Ley 8-90	国境地域自由貿易地域の特殊奨励制度 (Otorga incentivos especiales a Zonas Francas de la Zona Fronteriza)
1991	Decreto 322-91	観光第 4 地域拡張（南西地域） (Area Turístico IV Ampliada –Región Suroeste-)
1993	Decreto 16-93	観光第 5 地域（北西地域） (Polo Turístico V –Región Noroeste-)
2001	Ley 28-01	国境地域での工業促進特殊地域 (Zona Especial de Desarrollo Fronterizo para el Fomento de Empresas Industriales. Modificado por Ley 236-05)
2003	Ley 166-03	行政府による地方自治体への財政協力・支援制度改正 (Nuevo Régimen de Cooperación y Asistencia Financiera del Poder Ejecutivo a los Ayuntamientos. Modificado de Ley 17-97)

2－3 関連組織の実施体制

2－3－1 国家開発協議会（Consejo Nacional de Desarrollo）

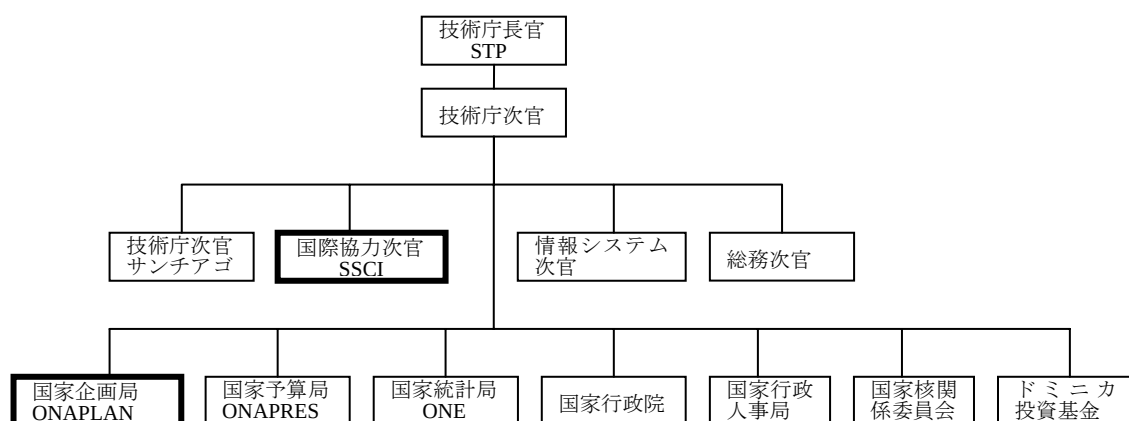
国家開発協議会は 1965 年 11 月 30 日に交付された法（Ley No. 00055）によって、ドミニカ共和国開発企画システムの創設に伴って設置された機関である。大統領自身が委員長となり、その書記は大統領府技術庁長官が務める。同委員会他に、財務大臣、公共事業・通信大臣、農務大臣、教育大臣、保健大臣、労働大臣および中央銀行総裁、また議決権のない国家予算局長および国家企画局長によって構成される。

国家開発協議会は、国家社会経済政策の策定、地域開発計画、国家予算、国家統計および国勢調査計画における方針の指定、国家・地域レベルの計画およびプログラムの評価および承認（あるいは不承認）を行う。

2－3－2 大統領府技術庁（STP）

STP は、大統領直属の国家開発協議会（Consejo Nacional de Desarrollo）の傘下であり、主な役割として、他関連省庁および独立行政組織とともに国家開発計画の政策策定およびその指針を調整、国土整備計画の策定がある。また、国家開発協議会によって定められる指針に沿って国家予算案を作成するとともに国家経済政策に整合した財政政策の策定を担っている。更に、行政機関の体制および組織を検討し、その改善案を提案する。一方、国際協力機関の支援によって行われる社会的プロジェクトおよびプログラムの調整、監督および評価の実施も所掌している。

STP の傘下には、他部局とならび本件本格調査に直接関わりのある ONAPLAN および国際協力局（SSCI）がある。2.4 図に STP の組織を図示する。



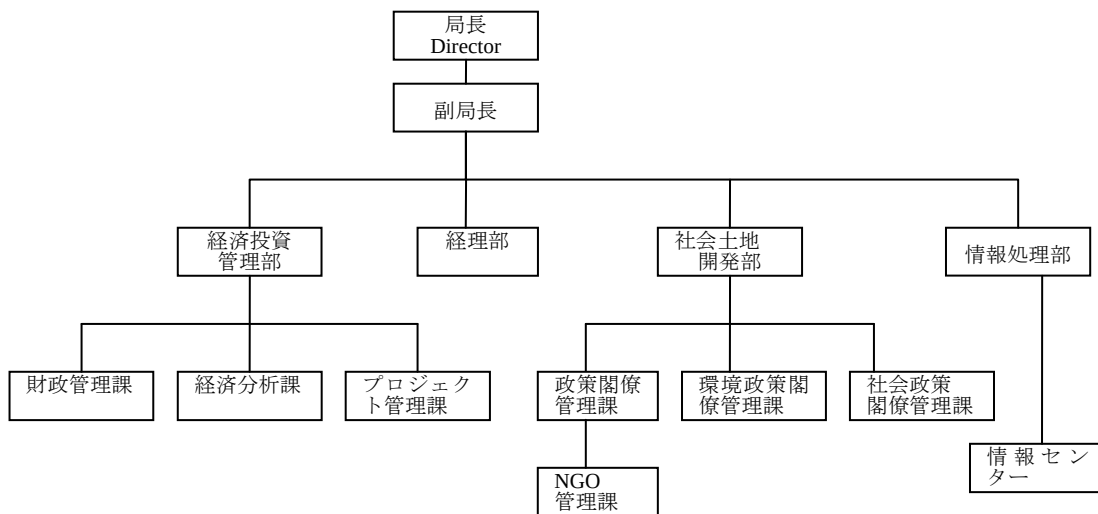
2.4 図 STP の現組織図

(1) 国家企画局 (ONAPLAN)

STP の下部組織の ONAPLAN は、公共投資における社会的および地域的要素を勘案した他省庁との調整を行う機関であり、以下の役割を担うこととなっており、70 名の職員で構成されている。

- 国家開発協議会との合意の下、持続的な社会経済開発政策を提案する。
- 国家開発計画の指針に沿ったセクターごとの開発プログラム、プロジェクト、計画の準備・実施を促進する。
- 他省庁、独立行政法人および地方自治体の計画やプロジェクトの内用における助言および評価を行う。
- 環境の保全および生態系の保護におけるプログラムおよびプロジェクトの策定を促進するための環境政策指針を策案する。
- 国家開発計画の指針に沿った公共事業における社会政策基準を提案する。
- 地域開発計画および地方分権の促進を勘案し、地域開発機関への技術・管理支援を行う。
- 県の企画事務所 (OPP : Oficina de Planificación Provincial) の設置によって、地方自治体の企画基準のモデルを導入し、利害関係者 (地域の民間組織、開発のための会等) の開発計画の策案および実施への参加を促進する。
- 国家開発協議会にて承認される計画やプロジェクトの実施のために必要とする財源の投入計画に係る業務支援を行う。
- 公共・民間セクターの事業における投資計画の状況を把握し、それに関連する情報の管理を行う。

2.5 図に ONAPLAN の組織を図示する。



2.5 図 ONAPLAN の組織図

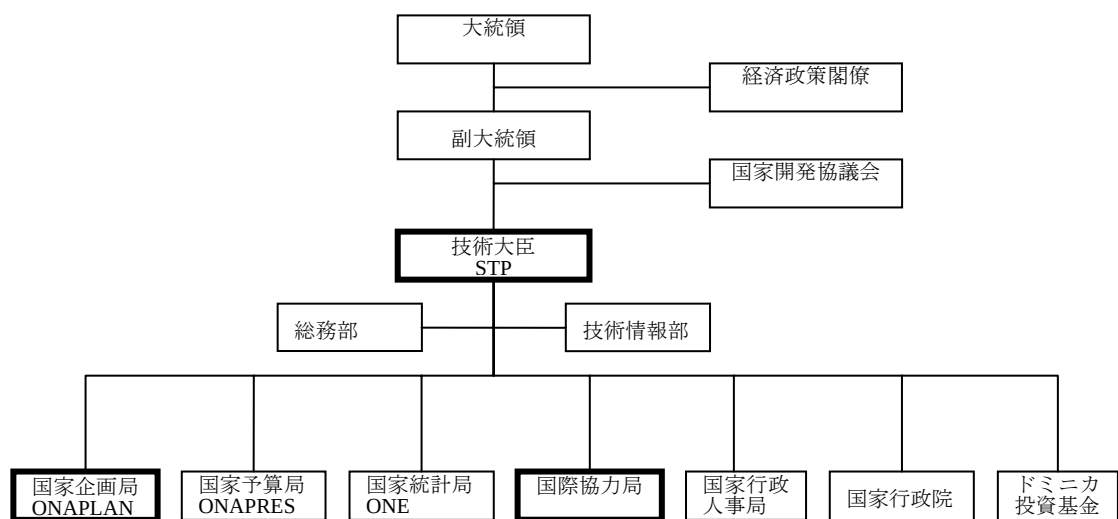
(2) 国際協力局 (SSCI)

STP の下部組織の SSCI は、1987 年 1 月 31 日に交付された大統領令 (Decreto 00040) より拡張された STP の役割に基づいて設置された機関である。その役割は、国際協力機関からの融資あるいは贈与による財源の適正管理を行うことである。したがって、国際協力の受益機関の当該プログラムおよび計画の実施に係る手続きの管理あるいは資金管理の権限を有する。SSCI の組織体制は、ドナー国別に 12 名の職員より構成されている。

上記のとおり、SSCI は、国全体でのプロジェクトの総括を管理することと国際協力の調整機関でもある。ただし、国際協力が集中する国境地域でのプロジェクトの全体を把握しておらず、同地域での国際協力によるプロジェクト調整指針の導入を必要としている。また、組織能力の向上と国家開発に資するプロジェクトのマネージメントおよび評価制度に係る能力向上への貢献も役割とされている。

(3) 大統領府技術庁 (STP) の組織改正法

本法案は国会で立案されており、次期通常国会 (2006 年 6 月～12 月) で審議される見込である。新組織は企画開発省 (Secretaría de Estado de Planificación y Desarrollo) と称し、既存 STP のうち SSCI および ONAPLAN の一部、さらに DGDF が含まれる。本法案が施行されることによって、国際協力によるプロジェクトを含む国家レベルの戦略の一元管理が可能になると期待されている。また、本法案によって ONAPLAN の国土社会開発部 (Dirección de Desarrollo Social) は新企画開発省へ留保され、同局の経済投資管理部は、同様に設立予定の新経済大蔵省 (Ministerio de Economía y Hacienda 【既存財務省 Ministerio de Finanzas の新組織】) へ移管されることとなる。本法案が今年度中に施行された場合でも、組織編制に伴う予算の配賦は変更が無い様子である。また、STP、ONAPLAN、SSCI および DGDF の役割にも大きな変更は伴わない模様である。2.6 図に STP の改正法案による組織図を図示する。

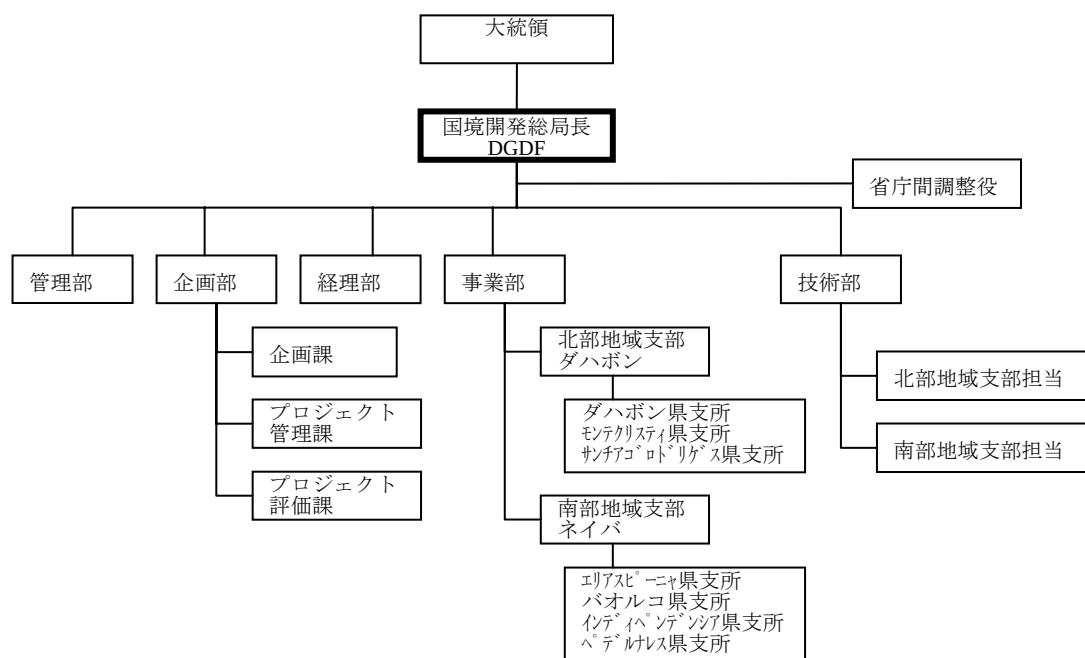


2.6 図 STP の改正法案による新企画開発省組織図

2－3－3 国境開発総局（DGDF）

DGDF は 2000 年に設立された大統領直属の組織であり、大統領府の国境開発プログラムに参加する機関として、首都サントドミンゴの本部の傘下に北部および南部の二つの地域支部および更にその傘下の七つの県支所からなり、全体の約 320 人のうち、本部の 20 人強によって構成されている。北部地域支部の傘下には三つの県支所（モンテクリスティ、ダハボンおよびサンチアゴロドリゲス）、南部地域支部の傘下には四つの県支所（エリアスピーニャ、バオルコ、インディペンデンシアおよびペデルナレス）がある。各々支所には、開発事業（主に農牧業関連）および社会福祉事業に係る技師やプロモーター職員が配属されている。（エリアスピーニャ県支所の場合、6 市を所管し、建設機械オペレーターも含め職員合計 35 人。所管各市に担当プロモーター1 名を配置している）

2.7 図に DGDF の組織図を図示する。



2.7 図 DGDF の組織図

DGDF のプログラムは年次予算によって実施されており、今年度（2006 年 1 月～12 月）の認可プロジェクトは 15 件（水量調整や貯水のための築堤建設・貯水池建設、苗圃整備、ヤギや羊の畜産の技術指導等）。ただし、その実施は、認可予算の配布次第であり、全件が今年度中に行えるかは定かではない。ただし、その認可予算の繰越は可能である。また、各プロジェクトは、SEA、公共事業通信省（SEOPEC：Secretaría de Estado de Obras Públicas y Comunicaciones）、SEMARN など関連機関とのコスト負担および役割を分担して実施することが多い（例：苗圃プロジェクトの場合は、DGDF は当該地域の関連情報の収集、重機の調達（DGDF は、ブルドーザー、井戸掘削機材等の重機を保有・運営）、貯水池等の施工等を担当し、農務省は苗木の調達、農法における指導等を担当する）。通常、DGDF の予算申請は 5 月に行われる。

DGDF のプロジェクトは、情報の収集、簡易的なプロフィールの作成、定期的な評価および最終評価からなるプロセスによって、当該県支所と地域支部を経由した連携によって実施される。本プロセスは、主に技術的な設計からコストの積算まで包括されるが、プロジェクトの社会的コストやインパクトについては分析・評価していない。DGDF の経験として、プロジェクト分析の段階で社会的要素を含んだ例としては、EU の支援で行われた零細事業プログラム（PMR2：Segundo Programa de Microrealizaciones）のみであり、同プログラムの評価分析に DGDF の職員は携わっていない。

これまで行われてきた国境地域での開発プロジェクトは、国際援助（EU、GTZ、PADF、JICA 等）によって行われたものも含み、統合性に欠けており、その状況を改善する計画を作成する必要がある。また、DGDF は、同地域で活動している行政機関および非政府組織の調整機能およびこれにおける担当職員の知識向上を目的とした取組を必要としている。

DGDF の最近の取組として、2005 年 10 月から集落開発のためのプロジェクトを検討している。一例としては、組織化した蜂蜜生産者（170 人）を対象として、技術指導、生産物集積場の設置、

組合形成などを目的とした協同組合諮問委員会の設立を NGO と DGDF が同委員会へ参加する形で検討している。



2.8 図 DGDF が経営する道路工事等に使われる重機

2－3－4 集落促進計画（PROCOMUNIDAD）

PROCOMUNIDAD は 1993 年に大統領府直属の機関として設立され、2000 年以降貧困対策として社会援助プロジェクトを全国の貧困地域で行っている。PROCOMUNIDAD は 2010 年を期限とした計画実践のための有期限の組織である。政府予算や国際支援によって調達される財源により、自治体や組織化した貧困グループからの要請を受け、予算の範囲内で妥当性の高いプロジェクトを無償で行っている。（農業開発、電力供給、上下水道工事、観光促進、通信整備、自由貿易地域での支援等）プロジェクト実施に際し、開発事業の実施および技術指導のための人材、ガイドラインおよび機材を提供している。

2005 年度末現在の要請の数は 5,780 件（このうち国境地域に該当するプロジェクト案件は約 1,000 件）にも達しているが、予算上実施可能なプロジェクトは年間 160 件程度に過ぎない。

STP、SEE、SEOPEC、保健省（SESPAS : Secretaria de Estado de Salud Pública y Asistencia Social）、水利庁などとの情報交換等を行うための連携を有しているが、DGDF との調整は行っていない。

PROCOMUNIDAD は独自の PCM を有しており、1998 年以降、ドイツ経済省附属国際協力機関（DED : Deutsche Entwicklungsdienst）、ドイツ技術協力公社（GTZ : Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit）、およびドイツ復興金融公庫（KfW : Kreditanstalt für Wiederaufbau）と連携したプロジェクトも実施しており、プロジェクト形成の段階では、「PCM 用語」で対話することができる模様である。

2－3－5 欧州開発基金国家調整事務局（ONFED : Oficina del Ordenador Nacional para los Fondos Europeos de Desarrollo）

今回の事前調査では訪問できなかったが、欧州連合（EU）からの援助のドミニカ共和国側の対応機関であり、ドミニカ共和国の外務省との連携でプロジェクト調整を行っている機関である。ONFED でのドナーとのプロジェクト形成・評価・認可のプロセスは、STP の国際協力局との連携

無く行われている状況である。

現地調査後のインターネット検索によって、ONFED について以下事項を確認した。

ONFED は、前メヒア政権中に交付された大統領令 (Decreto 55-01) によって、EU のアフリカ・カリブ・太平洋諸国 (ACP : African, Caribbean and Pacific Group) 経済・貿易協力の枠組みを定める新協定 (コトヌー協定) におけるドミニカ共和国側の調整機関として設立された。

ONFED の役割は、SEREX、STP および ONFED 自身からなる国際協力三者委員会の調整の下で、コトヌー協定に係る国際協力プログラムの管理および評価を実施することである。

表 2.3 に国境地域で活動する主な機関を列挙する。

2.3 表 主な国境地域関連組織

組織名	役割	備考
大統領府直轄		
CPLcP (Comisión Presidencial de lucha Contra la Pobreza)	Plan Presidencial de Asistencia Social に改称	
DGDF(Dirección General de Desarrollo Fronteriza)	国境地域の総合開発を振興、促進、調整、主導する。	国境地域開発に関連する全ての機関、組織と協力、共同活動を実施。
DGDC(Dirección General de Desarrollo de la Comunidad)	村落や都市郊外のコミュニティ開発促進のための組織作り、資金創出プログラムを対象住民の参加を得つつ計画実施する。	政府が実施するコミュニティ開発に係る活動の調整に貢献
PROCOMUNIDAD(Fondo de Promoción a la Iniciativas Comunitarias)	貧困コミュニティの開発を促進・強化する社会経済インフラ整備を通じて貧困撲滅に資する投資を誘導する。	以下の要件を満たす事業をファイナンス対象とする。 ・コミュニティベース組織の能力強化 ・NGOや社会関係組織の参加促進 ・地方政府の能力強化、地方分権化を促進
ONFED(Oficina del Ordenador Nacional para los Fondos Europeos de Desarrollo)	欧州連合からの援助のドミニカ共和国政府側調整機関	
省庁		
農務省 (SEA)	国境地域の極貧困地域の飢餓の問題および食糧不足の問題に関与	DGDF との共同プロジェクトを実施し、農牧業における技術指導、植林プロジェクトへの苗木生産・提供などを行っている。
教育省 (SEE)	初等・中等教育	
女性省 (SEM : Secretaria de Estado de la Mujer)	社会、政治、経済、文化の各方面の男女平等の保障	

公共事業通信省 (SEOPEC)	国境地域の集落間 道路、住宅、空港、 幹線道路の建設・ 修繕	DGDF との共同事業条約を検討 している。
保健省 (SESPAS)	健康予防・増進	
観光省 (SECTUR)	国境地域でのエコ ツーリズム支援・ 促進	DGDF との共同プロジェクトを 策案中であり、環境資源の有効 利用を考慮して観光施設の構 築・改善を目指している。
環境・自然資源省 (SEMARN)	国境地域での砂漠 化および干ばつの 問題を軽減する取 組を実施 (PAN お よび PANFRO の主 管機関)	国連砂漠化防止条約 (UNCCD) 遵守に向けた政府およびドナー による組織横断的技術グループ (GTI) と称する技術諮問委員 会を設置し、GTZ およびカナダ の支援を得てエリアスピーニャ 県のアルティボニト川流域での 環境保全プロジェクトを実施し ている。
農地庁 (IAD : Instituto Agrario Dominicano)	農業生産強化、農地 改革の推進、国有地 の農民への配分	
住宅公社 (INVI)	住宅建設推進、低収 入世帯への住居提 供	
INAVI	社会保障に関する サービスの提供	住居、葬祭へのクレジット、自 然災害の際の救援・支援
価格安定庁 (INESPRE : Instituto de Estabilización de Precio)	農産物価格の規制	
水利庁 (INDRHI)	農業用水の整備 (ダ ム、配水官、井戸) と管理	国境地域では以下 4 流域区の水利 組合への給水サービスを提供 ・バホヤケ河川流域：モンテク リスティ、ダハボンおよびサ ンチアゴロドリゲス ・サンフアン河川流域：エリ アスピーニャ ・エンリキーヨ湖：インディ ペンデンシア ・ヤケデルスール河川流域：ペ デルナレス、バラオナ
上下水道庁 (INAPA : Instituto Nacional de Aguas Potables y Alcantarillados)	上下水道に関する 政府製作の実施	
Banco Agrícola	農業生産の多様 化・強化のための 融資、農民の生活向 上、国の経済発展	

ドミニカ共和国輸出投資センター（CEI-RD : Centro de Exportación e Inversión de la República Dominicana）	輸出入強化、促進、国際市場での競争力強化	輸出業者や投資家に必要な情報・サービスを提供。国内外投資のための研修などを実施。国境の主な交易ルート（ダハボン、ヒマニ）に事務所を有する
国家エネルギー委員会 （CNE : Consejo Nacional de Energía）	電力および燃料の供給サービスの管理	国境地域では主に太陽光発電による電力供給およびブラジルの技術協力を得てバイオディーゼル燃料の生産のための可能性調査を予定（現在バイオ・ディーゼルを利用した車両運行の試験を実施中）
地方政府		
県	県知事は中央政府の指名による	大きな事業を行うだけの予算は配布されていない。県開発委員会の議長として県レベルでのニーズ把握を行なう。
市役所 （Ayuntamiento/ Municipio） 国境地域 7 県に 42 市	市長は地域住民の直接選挙により選出される。住民直近の行政機関	国家財政の 10% が配布されるが、主に管理経費に使われ、事業費に乏しい。参加型予算計画（Presupuesto Participativo）により、市レベルの事業に関係する全てのアクターが参加して予算計画を策定することを進めている。2004 年には全国で 30 市が行なった。
地域開発機関		
北東地域開発庁（INDENOR）	官民の各種開発計画との調整の下で、北西部（バルベルデ、ダハボン、モンテクリスティ、サンチアゴロドリゲス）の総合的開発を推進する。	財団。対象各県に事務所を有する。対象地域内市役所、県レベルの開発組織、農民組織、関係機関代表、大学その他財団などが総会構成員となっている。
南東地域開発庁（INDESUR）	南西部（アスア、サンフアンデラマグアナ、エリアスピーニャ、バラオナ、ペデルナレス、バオルコ、インディペンデンスシア）の総合的開発を調整、推進する。	育苗所改修、ブロック工場、バス停改修などを実施。

政府プロジェクト		
南西地域小規模生産者促進計画 (PROPESUR)	国際農業開発基金 (IFAD/FIDA) によって ONAPLAN が実施する小規模企業への融資制度	1999 年開始した 5 年間の計画であり、17.6 百万米ドルの財源をエリアスピーニャ県、インディペンデンシア県およびバラオナ県の小規模プロジェクトへの融資を行う。 主な成果： ・有機栽培コーヒーの欧州市場への輸出 ・有機栽培バナナの米市長への輸出 ・土地所有権の取得支援活動
NGO		
NGO Visión Mundial	国連児童基金 (UNICEF) による貧困地域での教育活動、や地球環境ファシリテーター (GEF) による環境保全活動	教育分野 ・エイズ感染予防 ・環境保全 他の活動内容 ・植林 ・PRA 調査
NGO SUR-FUTURO	米州機構 (OAS) の PADF によってヒマニ災害被害者への支援活動 上記 PROPESUR によって地域の雇用創出に資する支援	活動内容 ・保健衛生指導 ・PROPESUR 融資のプロジェクト管理および資金返済管理 ・簡易社会調査法 (RRA) 調査

2-4 他ドナー、NGO 等の活動

2-4-1 国連開発計画 (UNDP/PNUD : United Nations Development Programme)

国境地域の開発課題として保護地域での観光開発および鉱業セクターへの投資促進を重視している。また、今後ヒマ等から採取可能な植物性油脂の利用が期待できる樹木の植林を国境地域の荒地で行うことを検討しており、植物油脂からバイオディーゼル燃料を採取することによって、国境地域の砂漠化防止を行うとともに、代替エネルギーの生産による地域の経済発展を目指している。

2-4-2 汎米開発基金 (PADF : Pan American Development Foundation)

PADF は、米州機構 (OAS) の傘下に設置され、社会経済の開発プロセスに民間セクターの参加を促進する目的を持つ。ハイチでのプレゼンスは大きく、ドミニカ共和国では、国境地域に存在する政府および非政府組織の強化に貢献している。

具体的な取り組みとしては、国境地域の主な市場を対象に両国サイドからのアプローチにより取り組んでいる。北部ではダハボンーカナミンテ、中部ではエリアスピーニャーベジャデーレとヒマニーマルパッセ、南部ではペデルナレスーアンスアピトルを対象に支援を行っている。

その他、国境地域の市場開拓の観点からの簡易的な開発戦略策定を目的としたプロジェクトを今年度中に実施することとなっているため、本格調査では、同プロジェクトとの相乗効果を検討する

必要がある。

2-4-3 ドイツ技術協力公社（GTZ）

（１）アルティボント国際河川流域でのプロジェクト

天然資源（森林、水、土壌）の持続可能な開発を目指しており、①政策レベルでは SEMARN の土壌水資源局が主管となる砂漠化・干ばつ軽減プログラムとの調整を行い、②地域レベルでは、現地集落の環境保全活動への指導や調整を行っている。ドミニカ共和国側の拠点はペドロサンタナ村とし、ハイチ側にも事務所がある。本地域での飛行写真や衛星写真を利用した土地利用計画を検討している。

本流域は、ドミニカ共和国側が上流に該当し、ハイチ側の下流域は後者の最大な水源となっているため、ドミニカ共和国側で取組む流域保全の裨益者は、主にハイチ側の住民となる。

国境地域では多数のイニシアティブが存在するが、これらを統括する機関が必要であることを重要視している。



2.9 図 アルティボント流域：ハイチ国境の状況

（２）地方分権促進計画および地域開発プロジェクト

本プロジェクトは国境地域との直接関係はないが、財政管理の透明性や予算の参加型構築などによる地方自治体の能力向上プログラムを実施しており、その普及が国境地域の自治体へも期待される。

2-4-4 カナダ大使館ローカル・イニシアティブ基金

エリ阿斯ピーニャ県のアルティボント国際河川流域の改善計画に森林被覆の増加、土壌浸食の軽減、沈殿物の軽減等で支援している。具体的には、自然流送灌漑設備、点滴灌漑設備の導入をドイツ GTZ の支援で行われるプロジェクトとの相乗効果を勘案して行っている。

カナダの技術協力は 25 の国を優先して実施されており、優先国としてハイチは含まれているがドミニカ共和国は除外されている。また、ドミニカ共和国との国際協力協定がないため、プロジェクト形成・確定に係る調整業務などが困難な模様である。

今後の課題として、市況を考慮した国境地域でのプロジェクト形成を考えている。